

持ち主不明の金融資産

金融サービスは一般的に取引期間が長期にわたり、その間に利用者の住居移動など本人の環境に様々な変化が起き、所在が分からなくなるリスクがあることは認識しておくことが必要だ。

米国の事例だが、現在、持ち主が所在不明となっている預金口座数は54万口座、その残高は数億ドル（約数百億円）に上る。株式については300万人以上の株式保有者が所在不明となっており、その株式価額は100億ドル（約1兆2,000億円）を超えると推定されている。生命保険にいたっては保険契約の4分の1が支払い請求されないままになっているという。<http://www.unclaimedassets.com/> というインターネットサイトにその様子を見ることが出来る。

これら持ち主不明の金融資産が発生する原因としては、住所変更届出漏れ、結婚や離婚による姓名の変更届出漏れ、本人の死亡、金融機関側のコンピュータ誤処理や事務担当者のミスなどが考えられている。なかでも一番多い原因は本人の死亡であり、その相続人たる家族が被相続人の金融資産の存在を知らないことにあるらしい。都市化が進み、一人暮らし世帯（単独世帯）が増えている社会の姿が背景にあるようだ。本人はいずれ自分の金融資産を自分の子供たちに相続させようと考えていたかもしれないが、その意向と金融資産の存在を伝えることなく死亡してしまうことが多いのだ。

日本でも米国と同様の事態が進行している可能性を示唆するデータがある。日本証券業協会の本年（07年）4月の発表によれば、個人が保有するタンス株は231億株あり、それを保有する個人株主は延べ1,300万人を超えるという。上場企業株券の電子化を控え、既に所在不明株主の株式の現金化による整理も始まっている。また、都市化や高齢化の進行に伴い単独世帯が増加しており、2005年国勢調査によると単独世帯は1,446万世帯と5年前に比べて12.0%増加し、一般世帯の29.5%を占めるに至っている。米国と同様の事態が進行する環境は十分そろっていると思われる。

ところで、持ち主不明の金融資産の取り扱いについて、米国と日本とでは違いがある。米国では持ち主所在不明取引（休眠取引）として認定された金融資産はすべて国庫に移管され、正当な所持人なり相続人の申し出を無期限に待ち続ける仕組みになっている。一方、日本では休眠取引として認定されたあと一定期間経過後には金融機関（株式にあっては発行企業）の収益に帰属する仕組みになっている。米国では、利用者保護の意識が高いことに加えて、休眠取引が企業の収益に帰属することを良く思わない国民的風土があると言われている。確かに金融サービス利用者の遺志を思うと、たとえ最終的に相続人が見つからないとしても、そのような金融資産は公的資産として福祉などの分野に利用されるような仕組みが好ましい、と私自身感じる。

冷徹な市場原理の象徴として語られることの多い米国であるが、そこに息づく利用者保護の意識の高さには学ぶべきものがあるように思う。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都 俊生・みやことしお)